

令和3年9月28日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 環境市民厚生常任委員長 平本 英久

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

## 建設アスベスト被害者の早期救済・アスベスト問題の解決を 求める意見書（案）

令和3年5月17日、最高裁において、「建設アスベスト損害賠償訴訟」について、国及び建材企業の責任、並びに、労働基準法上の労働者に該当しない「一人親方等」に対する国の責任を認める判断が行われたことは、非常に評価できるものの、「屋外作業員」に対する国の責任は、危険性を予見することは出来なかったとして認めなかった。

これを受けて、令和3年6月9日、参議院において、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が可決成立したことで、損害賠償請求訴訟を提起することなく、金銭的な救済が図られることになったことは、建設業従事者のアスベスト被害者の方々にとっては長年の悲願が達成されたと大変大きく評価できるものである。

しかし、すべての建設アスベスト被害者の救済について、特に屋外作業員、また企業責任による損害賠償、補償のあり方についても課題が残っている。

現状、これらの課題については、本年5月に国と建設アスベスト訴訟関係団体が交わした基本合意書で継続協議するとしており、新法附則第2条においても「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

さらに、首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴から10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数となっている状況がある。

よって、補償基金制度の実施を早期に行い、すべての被害者の救済とともに、アスベストを使用した構造物の撤去・処分について、国が補助等の支援策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

宛

亀岡市議会議長 福井 英昭